

2021年10月29日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG
(コード: 9318 東証第2部)
問合せ先 IR 推進執行役員 山内 沙織
(TEL. 03-5534-9614)

**株式会社東京機械製作所による本対抗措置の発動としての新株予約権無償割当ての
差止仮処分命令を求める申立てに対する却下決定に関するお知らせ**

当社は、アジアインベストメントファンド株式会社（以下当社と併せて「当社ら」といいます。）とともに、株式会社東京機械製作所（以下「東京機械製作所」といいます。）が2021年8月30日開催の取締役会で決定した本対抗措置の発動としての本新株予約権の無償割当てについて、当該新株予約権無償割当ての差止仮処分命令を求める申立て（以下「本申立て」といいます。）を行いました。本日、東京地方裁判所は本申立てを却下する旨の決定（以下「本決定」といいます。）を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本開示において用いる略語等は、特に断らない限り、2021年9月17日付け当社東証適時開示「株式会社東京機械製作所による本対抗措置の発動としての新株予約権無償割当ての差止仮処分命令を求める申立てに関するお知らせ」における定義と同一の意味を有するものとします。

記

1. 本決定の概要

(1) 本決定をした裁判所

東京地方裁判所

(2) 本決定をした年月日

2021年10月29日

(3) 本決定の内容

裁判所は、本申立てを却下する決定をしました。裁判所は、その理由において、債務取締役会が、MoM要件（本開示2ページでの説明を参照）をもって本対抗措置の発動に関する承認議案を可決したことを不合理ではないと判示しています。以下、該当部分を引用します。

「そして、本件新株予約権無償割当ては、令和3年8月30日、債務者取締役会において、本件対応方針に基づく対抗措置の発動として、上記20%を32.72%と読み替えた上で、おおむね上記に沿う内容（本A新株予約権が本新株予約権に相当し、本B新株予約権が第2新株予約権に相当する。）で行う旨が決定されたものであるが、本件新株予約権無償割当ての効力発生日までに、債務者取締役会が本件新株予約権無償割当ての必要がなくなったと判

断したとき、例えば、①非適格者が、今後、株券等保有割合が32.72%以上となる大規模買付行為等を実施せず、かつ、②債権者らの株券等保有割合を、本件対抗措置が決議された令和3年8月30日から6か月以内に32.72%以下まで減少させる（当該期間においては、臨時株主総会招集請求権を行使しない）ことを誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、独立委員会による勧告に基づき、本件新株予約権無償割当ての実行（すなわち、本件新株予約権無償割当ての効力を発生させること）を留保するものとされていた（認定事実4(2)、別紙4）。

このような本件対応方針の仕組み及び対抗措置（その発動としての本件新株予約権無償割当て）の内容に加え、本件対応方針の導入時（令和3年8月6日）時点における債権者らの株券等保有割合は、同日時点で公表されていたものは32.72%であったが、実際には34.71%であり、同月10日にはその旨が公表されていたこと（認定事実1(3)、同2(1)、同3(2)）に照らすと、債務者取締役会において、債権者らの持株比率を低下させようという意図が全くなかったとはいえないものの、少なくとも債権者らの持株比率を本件対応方針の導入時に債務者取締役会が把握することができた債権者らの株券等保有割合以下に低下させることを目的として、本件対応方針の導入及びそれに基づく本件対抗措置の内容を決定したものとまでは認められないというべきである。

（ウ）本件対応方針の導入及びこれに基づく本件対抗措置の発動（本件新株予約権無償割当て）は、いずれも債務者の株主総会決議を経ずに、取締役会の決議のみで決定されたものであるが、債務者取締役会は、令和3年10月22日開催の本件株主意思確認総会において、債務者の議決権を行使することができる株主のうち、債権者ら及びその関係者並びに債務者の取締役及びその関係者以外の出席した当該株主（以下「本件非利害関係出席株主」という。）の議決権の過半数をもって（以下、この議決要件を「MoM要件」という。）、本件対抗措置の発動に関する承認議案（本件議案）を可決する決議がされなかった場合には、本件新株予約権無償割当てを中止することとしていた（認定事実4(2)）。

この点、債権者らは、令和3年6月9日から債務者株式の買付けを開始すると、同年7月20日に債務者株式の保有状況（同月13日時点の株券等保有割合8.08%、保有目的「純投資」）を公表するまでの間に債務者株式231万3600株（株券等保有割合26.50%）を取得し、更に同月21日にはその保有目的を「支配権の取得。ただし、現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない。」に変更したと公表し、債務者株式の買付けの期間価格及び買付予定数等は明らかにしないまま、債務者から前記（ア）のような要請・警告を受けた後も、同年9月10日まで市場内取引による債務者株式の買付けを進め、同日、債務者株式348万5900株（株券等保有割合39.94%）を保有するに至った（認定事実2(1)、同3、同6(2)）。しかも、債権者らは、上記の間、債務者の経営支配権取得後の経営方針について、現経営陣に経営を委ね、議決権行使を通じて債務者の企業価値・株式価値の向上を図るなどと表明するだけで、それ以上に経営方針や事業計画は具体的に明らかにせず、債務者株式の非公開化（二段階買収）は考えていないことも表明していたのである（認定事実3(3)）。

以上の諸点に照らすと、債権者らによる債務者株式の上記買付行為は、債務者の株主ら（債権者らを除く。）にとって相応の強圧性があるというべきであり、このような株主らが

債権者らによる債務者株式の上記買付行為について適切な判断を下すための十分な情報と時間を確保することができないことにより、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることとなるか否かについて、当該株主ら自身において判断させることは、直ちに不合理であるとはいえない。

そうすると、債務者取締役会が、本件株主意思確認総会において、MoM要件をもって本件対抗措置の発動に関する承認議案を可決する決議をする（すなわち、議決権を行使することができる債務者の株主のうち本件非利害関係出席株主以外の者の議決権の行使を制限する）こととしたことも、上記のような趣旨に照らして直ちに不合理であるとはいえない。

(エ)そして、債務者は、令和3年10月6日、債務者の株主らに対し、本件株主意思確認総会の招集通知を発し、同月15日の本件申立てに係る審尋期日において、債権者らとの間で本件株主意思確認総会の開催に関する事項（委任状勧誘、議長の権限行使、株主総会における質疑応答等）について合意した上、同月22日、本件株主意思確認総会を開催した（認定事実6(6)、同7(2)、同8(1)）。本件株主意思確認総会においては、債権者ら及びその関係者も意見を述べる機会を与えられ、本件議案についての質疑応答等を通じた議論を経て、同年9月14日時点の株主（株主数3844名、議決権総数8万6668個）のうち、債務者により議決権の行使を認められた本件非利害関係出席株主（出席者総数1633名、議決権総数3万8017個）の過半数の賛成（株主数1572名、議決権数3万0022個）により本件議案が可決された（認定事実8）。

したがって、本件株主意思確認総会において、本件議案は、本件非利害関係出席株主の議決権総数の約79%の賛成を得て可決されたものであるから、債権者らによる債務者株式の上記買付行為によって相応の強圧性を受ける債権者ら以外の株主らのほとんどにおいて、当該株主らが債権者らによる債務者株式の上記買付行為について適切な判断を下すための十分な情報と時間を確保することができないことにより、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになると判断したものであるといえる。そして、本件株主意思確認総会の手続に適正を欠く点があったとはいえず、前記(ウ)で説示したところを併せ考慮すれば、上記判断に、その正当性を失わせるような重大な瑕疵は認められない。

ウ 以上の事情に照らすと、本件新株予約権無償割当てが、債務者の経営支配権に現に争いが生じている場面において、債務者株式の敵対的買取によって経営支配権を争う債権者らの持株比率を低下させ、経営を担当している取締役等又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持することを主要な目的としてされたものと推認することはできない。

そして、他に、本件新株予約権無償割当てが、会社の企業価値ひいては株主の共同の利益を維持するためではなく、専ら経営を担当している取締役等又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持するためのものであると認めるに足りる疎明はない。

したがって、前記ア(イ)の特段の事情の有無を検討するまでもなく、本件新株予約権無償割当ては、著しく不公正な方法によるものといえることはできない。」

以上のとおり、裁判所は、債務者経営陣が本件株主意思確認総会において、MoM要件で承認可決したことに関し、債権者らが「債務者株式の買付けの期間価格及び買付予定数等は明

らかにしないまま、」債務者から「要請・警告を受けた後も、同年9月10日まで市場内取引による債務者株式の買付けを進め、同日、債務者株式348万5900株(株券等保有割合39.94%)を保有するに至」ったこと、債権者らが、「上記の間、債務者の経営支配権取得後の経営方針について、現経営陣に経営を委ね、議決権行使を通じて債務者の企業価値・株式価値の向上を図るなどと表明するだけで、それ以上に経営方針や事業計画は具体的に明らかにせず、債務者株式の非公開化(二段階買収)は考えていないことも表明していた」ことから、債権者らによる債務者株式の買付行為は、「債務者の株主ら(債権者らを除く。)にとって相応の強圧性があるというべきであり、「このような株主らが債権者らによる債務者株式の上記買付行為について適切な判断を下すための十分な情報と時間を確保することができないことにより、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることとなるか否かについて、当該株主ら自身において判断させることは、直ちに不合理であるとはいえない」という判断をしています。

2. 今後の方針及び見通し

当社らは、東京地方裁判所が、「強圧性」という不明確な要件を理由に、当社らが我が国の証券取引市場において適法に取得した株式に係る議決権の制限を認めて、一部株主のみの意思を確認しただけで本新株予約権の無償割当てを行って当社らの持株比率を低下させることを許容するという判断をしたことは、本件に留まらず、我が国の証券取引市場の透明性を害し、資本多数決原理の根本を揺るがし、我が国会社法制に対する信頼を害するともいえる違法があると考えておりますので、速やかに、東京高等裁判所に対し、本決定に対する即時抗告を行う予定です。

以 上